

議案第 67 号 松阪市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正についてに対する修正案

議案第 67 号 松阪市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について次のように修正する。

「第 2 条中第 6 号を削り、第 7 号を第 6 号とし、同条第 8 号中「並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費」を削り、同号を同条第 7 号とし、同条中第 9 号から第 11 号までを 1 号ずつ繰り上げる。」を「第 2 条中第 6 号を削り、第 7 号を第 6 号とし、第 8 号から第 11 号までを 1 号ずつ繰り上げる。」に改める。

「第 7 条を削り、第 8 条を第 7 条とし、第 9 条から第 16 条までを 1 条ずつ繰り上げる。」を削る。

新旧対照表

修正後	修正前
<p>第2条</p> <p>(7)「医療に関する給付」とは、医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）の疾病及び負傷につき、医療保険各法による療養及び医療の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費及び高額療養費の支給をいう。</p> <p><u>（標準負担額の助成）</u></p> <p>第7条 第5条の規定にかかわらず、対象医療費のうち食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額（食事療養標準負担額相当額とする。以下これを「標準負担額」という。）については、当該標準負担額が医療保険各法の規定により減額されている受給資格者に限り助成する。</p> <p>（受給資格証の提示）</p> <p>第8条 略</p> <p>（助成の申請）</p> <p>第9条 略</p> <p>（助成の決定）</p> <p>第10条 略</p>	<p>第2条</p> <p>(7)「医療に関する給付」とは、医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）の疾病及び負傷につき、医療保険各法による療養及び医療の給付、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費及び高額療養費の支給をいう。</p> <p>（受給資格証の提示）</p> <p>第7条 略</p> <p>（助成の申請）</p> <p>第8条 略</p> <p>（助成の決定）</p> <p>第9条 略</p>

資料1

入院時食事代を廃止しなかった場合の市の負担増・・・・・・・・

現行の県補助及び市負担の内、県補助分が新たに市の負担として発生し、この内訳は次のとおりです。

(1) 平年度ベース

●心身障害者医療費

平成19年度（実績）—————4,646,775円

資料2の心身障害者の食事療養費助成の2分の1

●乳幼児医療費

平成19年度（実績）—————2,415円

資料2の乳幼児助成額の2分の1

●一人親家庭等医療費

平成19年度（実績）—————156,385円

資料2の1人親家庭等の助成額の2分の1

計 4,805,575円

(市の負担合計額 資料2の平成19年度実績より)16,578,970円)

(2) 平成20年度での負担増は、

9月から県は、廃止。ただし、診療報酬は2か月遅れですから、5か月分ということで
4,805,575円×5/12月=2,002,323円

(市の平成20年度負担額は、13,775,718円)

平成19年度非課税世帯の入院時食事代助成の実績

単位:円

	【心身障害者】				【乳幼児】		【一人親家庭等】	
	食事療養費助成件数	食事療養費助成額	生活療養費助成件数	生活療養費助成額	助成件数	助成額	助成件数	助成額
4月	68(46)	636,620	49(46)	579,150	0	0	0	0
5月	70(40)	688,540	49(43)	508,080	1	1,260	1	7,560
6月	80(46)	793,170	46(42)	572,790	0	0	1	3,570
7月	75(44)	758,200	52(47)	567,040	0	0	2	13,650
8月	86(51)	836,410	47(42)	568,460	0	0	4	13,650
9月	80(43)	808,640	57(50)	640,770	2	3,570	7	48,170
10月	86(45)	915,730	54(47)	660,050	0	0	7	52,080
11月	78(46)	747,260	46(42)	590,410	0	0	10	69,930
12月	67(30)	694,660	45(41)	537,460	0	0	11	73,080
1月	75(36)	773,920	54(45)	583,010	0	0	0	0
2月	81(41)	818,780	50(44)	543,740	0	0	2	17,430
3月	76(38)	821,620	52(46)	616,860	0	0	2	13,650
合計	922(506)	9,293,550	601(535)	6,967,820	1523(1041)	4,830	47	312,770
月平均	77(42)	774,463	50(45)	580,652	127(87)		4	26,064

※食事療養費助成件数、生活療養費助成件数、助成件数合計欄の()は、65歳以上の心身障害者の件数です。

